

# 一般競争入札(公売)の標準的な手続き

林野・土地等の一般競争入札(公売)の標準的な手続きについてご案内します。

番号	項目	説明
1	競争参加者に必要な資格	次のいずれにも該当しない方なら、どなたでも参加することができます。 ただし、制限能力者(特別な場合を除く)、破産者及び公正な競争を妨げた者等は参加できません。 ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当する者 ② 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
2	入札物件の公告	入札の日時、場所等の具体的な内容については、森林管理署等の掲示板によりお知らせします。
3	公告した書類等の閲覧・交付	入札の公告期間中は国有財産売払公告、入札者注意書及び国有財産売買契約書(案)を、物件を所管する森林管理局・森林管理署等に閲覧用に備え付けるほか、希望される方には交付します。
4	現地説明会	入札日前に現地説明会を実施します。なお、現地説明会に参加しなくても入札には参加できます。
5	代理人等	入札者が代理人であるときは、入札前に必ず「委任状」を提出していただきます。 共同買受けをする場合は、入札前に「代表者選任届」を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。
6	入札保証金の納付	ご自身が見積りした金額の「100分の5以上に相当する金額」を、現金 又は銀行若しくは支払保証をした小切手により納付していただきます。なお、入札の結果、落札された場合は契約保証金に充当し、落札されなかった場合は入札終了後に返還することになります。
7	入札書	入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所、氏名(名称)を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件の金額を記入します。
8	落札者の決定	入札いただいた有効札のうち、予定価格以上で最高額のものをもって落札者と定めます。
9	契約者	落札者以外の名義人及び競争参加に必要な資格の証明書の提出がない者とは契約は締結しません。
10	競争参加者に必要な資格証明書の提出 (契約締結に先立ち必要な書類)	① 個人の場合 本籍地の市区町村長の発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する成年被 後見人・被 保佐人・被 補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」 ② 法人の場合 「商業登記簿謄本」又は「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」が必要となります。
11	契約書の作成	契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が押印記名したときに成立します。
12	契約の締結	落札決定の日の翌日から起算して「20日以内」に売買契約を締結させていただきます。
13	契約保証金の納付	落札者は、契約締結の際には契約保証金として「売払価格の100分の10以上に相当する金額」を納付していただきます。なお、この金額は売払代金に充当します。
14	売払代金の納付	契約締結の日の翌日から起算して「15日以内」に納付していただきます。
15	所有権移転及び登記	売払代金の納付確認後に所有権が移転します。所有権移転の登記手続きは、買受け者の請求により、国(森林管理署等)が囑託登記を行います。
16	費用負担	売買契約書(国保管用のもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、契約者の負担となります。
17	売払い条件	一般的には条件を付しませんが、物件によっては、契約締結の日から5年間は所有権の移転又は権利の設定ができないほか、風俗営業等の業を営むことが禁止されることがあります。